



2026 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 **SMC株式会社**
代表者名 代表取締役社長 高田 芳樹
(コード：6273 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション
室 長 加藤 昭範
disclosure.jp@smc.com

雇用型執行役員に対する従業員向け株式給付信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役を兼務しない執行役員（以下、「雇用型執行役員」という。）を対象とした新たな株式インセンティブ・プランとして、「従業員向け株式給付信託」（以下、「本制度」という。）を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の導入の目的

雇用型執行役員に対するインセンティブ・プランの一環として、当社の中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的に、本制度を導入するものです。

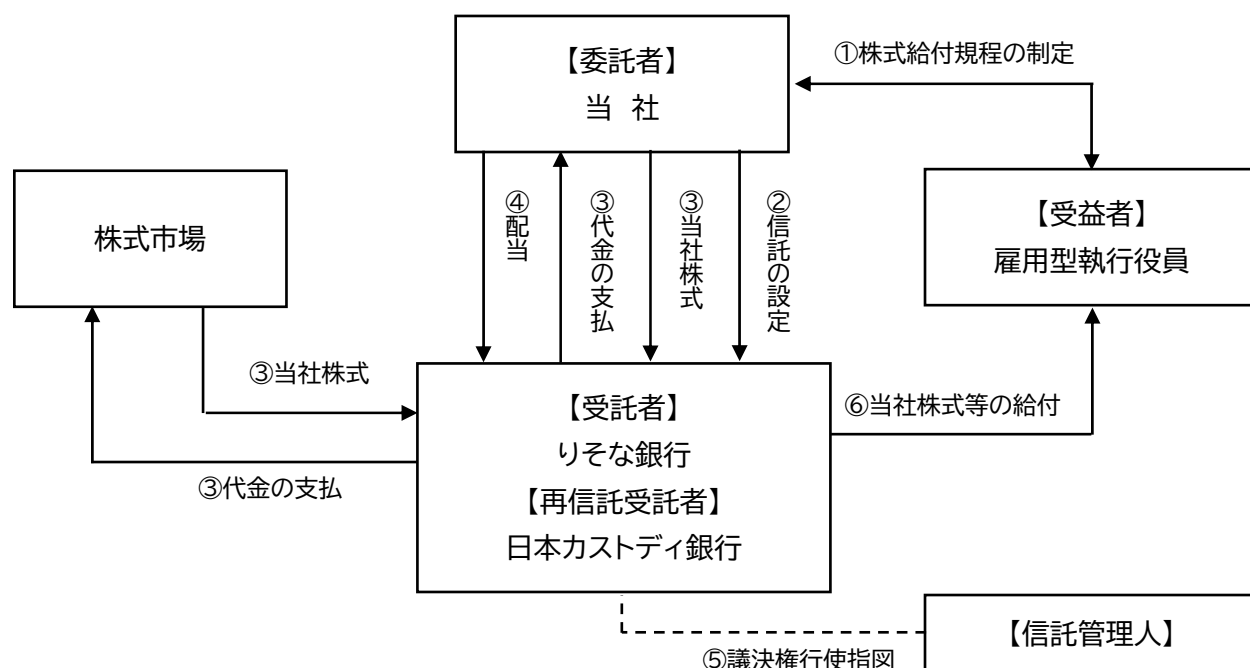
2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」という。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に基づいて、一定の受益者要件を満たした雇用型執行役員に対し、当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を、本信託を通じて給付する制度です。

当社は、対象となる雇用型執行役員に対して、株式給付規程に基づき業績達成度に応じたポイントを付与し、一定の受益者要件を満たした場合には、所定の手続を行うことにより、当該付与ポイントに応じた当社株式等を給付します。

本制度の導入により、雇用型執行役員は、当社株式の株価上昇による経済的利益を享受できることとなるため、株価への意識と業績向上へのコミットメントとを高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者要件を満たす雇用型執行役員の意思が反映されるため、経営参画意識を高める効果が期待できます。

<本信託の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し、取締役会において株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。
- ③ 本信託は、上記②で信託された金銭を原資として、株式市場を通じて当社株式を取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に係る議決権については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行い、受託者はかかる指図に従います。
- ⑥ 雇用型執行役員に対しては、信託期間中、上記①の株式給付規程に基づき、業績達成度に応じたポイントが付与され、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした雇用型執行役員に対して、付与されたポイント数に応じた数の当社株式等を給付します。

※ 受益者要件を満たした雇用型執行役員への当社株式等の給付により信託内に当社株式がなくなった場合、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として金銭を追加拠出する可能性があります。

<ご参考>

1. 本信託契約の内容

- (1) 名称 : 従業員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定
包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信
託受託者となります。
- (4) 受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日 : 2026年8月17日（予定）
- (8) 金銭を信託する日 : 2026年8月17日（予定）
- (9) 信託の期間 : 2026年8月17日（予定）から本信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り、本信託は
継続します。）

2. 本信託の設定時における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式取得資金として信託する金額 : 750,000,000 円
- (3) 取得する株式の総数（上限） : 15,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 東京証券取引所における市場買付
- (5) 株式の取得日 : 2026年8月17日 ～2026年9月16日（予定）

以 上